

あかの民商ニュース

新型コロナウイルス感染症に

関する共済請求について

新型コロナウイルス感染症第7波による感染者が急激に増えています。

全国の民商会員・事務局も含め感染や濃厚接触者として仕事を休まざるをえない状況になっています。

コロナ感染・濃厚接触者として自宅待機等を支持された場合に共済請求ができます。



● 共済会加入者が陽性だった場合

入院見舞金の請求

添付書類・・・病院に入院←領収書

ホテルや自宅待機←保健所からの証明書(保健所からの口頭支持のみで証明書がない場合「役員の確認書」を添付)

● 共済会加入者が陰性だったが、濃厚接触者として自宅待機を指示された場合

←安静加療見舞金の請求(添付書類なし)

● 新型コロナウイルス感染症に限り、免責規定は免除されます。

接種券について 60歳以上の方

3回目接種日から5か月経過する頃に接種券を発送します。

4回目接種券の発送日(予定)

3回目接種日	発送日(予定)
3月7日まで	発送済み
3月8日から3月14日	8月2日
3月15日から3月21日	8月9日
3月22日から3月28日	8月16日
3月29日から4月4日	8月23日
4月5日から4月11日	8月30日
4月12日から4月18日	9月6日
4月19日から4月30日	9月13日

阿賀野市ホームページより

阿賀野民主商工会
阿賀野市南安野町一・二八
☎〇二五〇・六二七・一五八

NO 1853

商売くらし
に役立つ!
全国
商工新聞
月/500円

インボイス制度3万円未満領収書必要

令和5年10月からインボイス制度が始まることになっています。

今までは、経費については3万円未満の領収書がなくても消費税の仕入税額控除(経費の消費税分)が認められていましたが、インボイス制度では領収書が必要となります。

3万円未満の領収書がなくても認められる例外もあります。自動販売機や公共交通機関による旅客の運送、郵便切手を対価とする郵便サービス。

さらに上記の3つは、売り手の適格請求書交付義務は免除されないが、買い手は帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能。

- 入場券等が回収されるもの
 - 古物商や質屋等が仕入れる古物、質物等
 - 時従業員等に支給する出張旅費等
- 「帳簿のみ保存の特例を
適用する場合の帳簿記載事項等」

- 課税仕入相手方の指名又は名称
- 取引年月日
- 取引内容(軽減税率対象の場合、その旨)
- 対価の額
- 課税仕入れの相手方の住所又は所在地(公共交通機関の対象事業者は、記載不要)
- 特例の対象となる旨

婦人部小物づくりのご案内

- 日時 8月30日(火)
午後1時30分より
- 場所 阿賀野民商会館2階



コロナウイルスワクチン接種

市では4回目のワクチン接種通知が届き始めています。

スマホ、パソコンで予約入れたいけど「どうせいいかわからぬ」方は民商へ相談ください。